

御意見の概要	検討結果
<p>新たな負担が生じることにより、林業事業者が経営悪化することのないようにするべきである。また、そのために、現場の声をくみ取り、具体的運用を定めるべきである。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針案について(以下「基本方針案」といいます。)Ⅱの3の(3)において、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)に基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところですが、今後、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「法」といいます。)、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>新たな負担が生じることのないようにするべきである。また、仮に新たな負担が生じる場合には、説明、支援、対策等を行うべきである。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところですが、また、法第4条第2項の情報の収集及び提供や、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表を行うことにより、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な環境整備を行ってまいります。今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>木材関連事業者に係る事務が簡便なものとなるよう制度設計すべきである。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。なお、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところですが、</p>
<p>林野庁ガイドラインに基づく合法証明、木質バイオマス、間伐材、地域材、森林認証等の多くの証明制度が併存している。手続の共通化、支援措置等の負担軽減を図る取組を検討するべきである。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところですが、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>木質バイオマス、間伐材、地域材、森林認証等多くの証明が併存し、その管理や事務処理に多大な労力・コストを要している。今回のクリーンウッド法の施行に際して、簡素化に向けた見直し、整理、統合等の負担軽減を図っていただきたい。</p>	<p>法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>基本方針案3(3)において、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく証明方法、又は都道府県等による認証制度も合法性の確認に活用できるとしているが、これらの方法で確認を行った場合、省令案に書かれる合法性証明方法に、完全に一致してはいないが追加的措置は不要と考えてよいか。</p>	<p>ガイドラインでは認定事業者が合法性の証明を行った結果の伝達方法については示されていますが、合法性の証明のために必要な確認の具体的な方法については示されていません。法では、合法性の確認をどのように行うのか(第一種木材関連事業を行う者であれば、法第4条第2項の情報を踏まえて書類の内容の確認を行うなど)が規定されています。このため、ガイドラインに基づく合法性の証明で実施した事項(合法証明書の収集、分別管理)は、法に基づく合法性の確認にも活用することはできますが、ガイドラインに基づく合法性の証明のみをもって、法に基づく合法性の確認を行ったことにはなりません。</p>
<p>グリーン購入法の合法性確認方法と、本法における合法性確認方法は、統一されていくのか。</p>	<p>法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>重なっている書類・制度・規則(経営計画、合法木材等)が多く手間が掛かる。伐採届を出して承認されれば、全てのものに適応できるような制度を作るべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>我が国の森林計画制度等に基づき適正に伐採された国産材については、本法に基づく合法伐採木材等に該当し、かつ、森林の持続可能性も担保、証明されたものとなるが、このことについて、今後、林野庁等監修の同法に係るQ&Aに明記し、広く周知を図るべきである。</p>	<p>我が国の森林計画制度に基づき適正に伐採された木材については、森林の保続培養を目的とした森林法(昭和26年法律第249号)を遵守したものであるということが出来るものと考えています。こうした内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>岐阜県ではすでに岐阜証明材の合法木材制度がある。本法により、この制度が影響を受けたり、新たな事務的負担が生じたりすることのないようにすべきである。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところですが、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>この法律による合法木材証明等と、従来のガイドラインによる合法木材証明等との異同に関する事項を、施行規則案に入れてほしい。</p>	<p>法に基づく合法性の確認とガイドラインに基づく取組との関係については、基本方針案Ⅱの3の(3)に記載していることから、原案どおりとさせていただきます。なお、ガイドラインでは認定事業者が合法性の証明を行った結果の伝達方法については示されていません。法では、合法性の確認をどのように行うのか(第一種木材関連事業を行う者であれば、法第4条第2項の情報を踏まえて書類の内容の確認を行うなど)が規定されています。このため、ガイドラインに基づく合法性の証明で実施した事項(合法証明書の収集、分別管理)は、法に基づく合法性の確認にも活用することはできますが、ガイドラインに基づく合法性の証明のみをもって、法に基づく合法性の確認を行ったことにはなりません。</p>
<p>木質バイオマス、間伐材、経営計画等との整合性については、樹種、材積、面積、地番等は問わないことにして進めるべきだと考える。例：人工林の中にケヤキが一本あったときには整合性が保たれなくなる。</p>	<p>購入先から提供を受けた合法証明書等が購入した木材等の原材料となっている樹木と対応するものか確認するために、樹種、材積等の情報は必要と考えます。なお、立木の販売を行う者については、法の対象とする木材関連事業者となっております。</p>
<p>PEFC、SGECあるいはFSCのような世界的に認知された認証制度を取得している事業者に対しては、一般的な登録事業者と異なる資格を与え、公共事業者による入札や調達において優先権を与えるなどの優遇措置を講じるべきである。</p>	<p>認証を取得している木材関連事業者は、当該認証において求める合法性の確認等に関する事項(分別管理等)について、当該認証機関により確認を受ける仕組みとなっております。このため、当該認証において明らかとなっている事項については、登録審査を簡易にするなどの措置を採る予定です。認証を取得している木材関連事業者を入札等において優遇することに関する御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定制度との整合性を確保すべきである。	法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。
ガイドラインによる合法木材証明等との間に混乱が生じないようにすべき。	法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。
現在、対象となっている認定合法木材は、本法施行後もグリーン購入法の対象とするべきである。	法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。
グリーン購入法と整合性が取れない法案では混乱が生じる。また、この関わりについてガイドラインを示して欲しい。	今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めたとし、関係省庁のホームページ等で公表することとします。法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。
グリーン購入法では政府調達指定物品全てが対応必須であるのに対し、当法案では政府調達品も含めて任意登録性となっている。全木材関連事業者に対するグリーンウッド法登録義務化が現時点で実行不可なら、少なくとも政府調達品はグリーンウッド法登録事業者からのみ購入可能と規定するのが良いと考えられる。(登録事業者のメリット創出)	今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めたとし、関係省庁のホームページ等で公表することとします。法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。
来年のグリーン購入法に係る特定調達品目の指定等の見直しに併せて、省令案を改正し、登録木材関連事業者の提供する合法伐採木材等は、森林認証材と同様に、持続可能性が証明されたものとすべきである。また、現行の林野庁ガイドラインを改定するとともに、オリンピック・パラリンピックに係る大会組織委員会に対し、木材の調達方針を同様に変更するよう働きかけ、指導を行うべきである。	御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
合板型枠の合法性の解釈がグリーン購入法と異なっているのではないかと。	「型枠用合板」と「合板型枠」の考え方、取扱いについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めたとし、関係省庁のホームページ等で公表することとします。なお、合板は用途を問わず(型枠用でも)法第2条第1項の木材等に含まれますが、合板に積木が取り付けられた物品(合板型枠)は法第2条第1項の木材等には含まれません。
「木材・木製品の合法性、持続可能な証明のためのガイドライン」に基づく森林・林業・木材産業関連団体の事業者の認定を受けた事業者は、法第8条(木材関連事業者の登録)の登録がなくても、法第5条(事業者の責務)の努力義務を果たしているものとみなされるのか。また、そうであれば、国及び地方公共団体等が発注する木材等の調達に際して、この趣旨が徹底されるべきである。	法第5条では、事業者は合法伐採木材等の利用に努めなければならないとしているところであり、具体的な要件等は規定していません。ガイドラインでは認定事業者が合法性の証明を行った結果の伝達方法については示されていますが、合法性の証明のために必要な確認の具体的な方法については示されていません。法では、合法性の確認をどのように行うのか(第一種木材関連事業を行う者であれば、法第4条第2項の情報を踏まえて書類の内容の確認を行うなど)が規定されています。このため、ガイドラインに基づく合法性の証明で実施した事項(合法証明書の収集、分別管理)は、法に基づく合法性の確認にも活用することはできませんが、ガイドラインに基づく合法性の証明のみをもって、法に基づく合法性の確認を行ったことにはなりません。なお、法、省令案、ガイドライン等との整合性や効率的な取組の推進の観点から制度の見直しを行うことについて、今後の検討課題とさせていただきます。
本法が我が国の森林、林業及び木材産業へ好影響を及ぼすことを明確に示す必要がある。	合法伐採木材等の流通及び利用の拡大は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能の維持並びに自然環境の保全に配慮した林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与するものであることを、今後も引き続き周知してまいります。
生業として成り立っていない林業界において、新たに登録費用や書類整理などのコストが掛かると想定される。木材価格上昇が費用よりも効果がなければ、林業の更なる破綻に進むと懸念する。	追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところです。今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めたとし、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
海外での違法伐採が制限され木材の輸入が減り、国産材の需要が高まり、少しでも材の価値が上がること、地域材の需要が高まることで雇用の拡大、人口の流出防止などに繋がることを期待される。	法を適正に運用することで、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展が図られるよう、引き続き努めてまいります。
違法木材の流通により木材価格の下落や建築用材としての流通量減少が無いよう、本法の適正運用を図るべきである。	法を適正に運用することで、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展が図られるよう、引き続き努めてまいります。
登録事業者に対して優遇措置はあるか。	法第13条第1項の規定に基づき、登録木材関連事業者は、登録木材関連事業者という名称を用いることができます。また、法第4条第2項において、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表を行うこととしているところです。なお、更なる優遇措置については、今後の検討課題とさせていただきます。
登録業者に対する優遇措置を検討すべきである。	法第13条第1項の規定に基づき、登録木材関連事業者は、登録木材関連事業者という名称を用いることができます。また、法第4条第2項において、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表を行うこととしているところです。なお、更なる優遇措置については、今後の検討課題とさせていただきます。
将来的に公共事業向け資材購入は登録業者に限られるようになるのか。	御質問の内容については、今後の検討課題とさせていただきます。
将来的に罰則を設ける予定はあるのか。	現在、法に規定されている罰則以外の罰則を定める予定はありません。

段階的にDDSの義務化、罰則、取締り等を追加し、強制力のある内容に変えていくべきである。その方向性、ロードマップなどを示すべきである。	御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、法では、合法性確認を実施しない場合の罰則は規定されていません。また、基本方針案Ⅱの3の(4)の②では、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の深化及び効率化を図っていく旨を規定しています。
違法性のある素材を流通させた場合は登録取消しないしは法人である場合は行政通達による指導を行うべきである。	御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、法第14条第1項において、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずるものと認められないときは、登録の取消の対象となることとしており、違法性のある素材を流通させることのみをもって登録を取り消すこととはしていません。
合法的な取組をしている企業を優良団体として公表するべきである。	法第4条第2項において、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なもの公表を行うこととしております。
違法木材の排除というアプローチからも施策の検討をするべきである。	御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
先進的な取組みを行っている国(EUTRやレイシー法と比較して)からの批判を懸念する。	法は、EUTRやレイシー法のように違法伐採の取締りを行うのではなく、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図ることにより、我が国の違法伐採対策を進めることとしています。このように、違法伐採対策としてのアプローチの方法は違いますが、批判を受けるものではないと考えています。
合法伐採木材等のみを輸入すべきである。	法の趣旨は違法伐採に係る木材の輸入規制ではなく、合法伐採木材等の流通及び利用の促進であるため、原案どおりとさせていただきます。
輸入木材の合法性を重視するべきである。	法は、国産材と外国産材について、合法性の確認等の観点から差を設けておりません。いずれの木材等についても、木材関連事業者は法、省令案等の規定による合法性の確認を行うこととしています。
輸入するものの原材料に厳格に法の対応をしないで、国内だけ厳しくするようなことがないようにすべきである。	法は、国産材と外国産材について、合法性の確認等の観点から差を設けておりません。いずれの木材等についても、木材関連事業者は法、省令案等の規定による合法性の確認を行うこととしています。
違法伐採された外材は徹底的に厳罰をもって流入を阻止するべきである。逆に、国内林業においてはチェックの方法を簡略にわかりやすいものにするべきである。	法は、国産材と外国産材について、合法性の確認等の観点から差を設けておりません。いずれの木材等についても、木材関連事業者は法、省令案等の規定による合法性の確認を行うこととしています。
国外からの違法伐採に係る木材の仕入れ量の把握は可能なのか。	違法伐採に係る木材の仕入れ量の把握は困難です。一方で、登録木材関連事業者であれば、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について、少なくとも年に1回、登録実施機関に報告を行うこととなり(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則案について(以下「施行規則案」といいます。)Ⅱの15の(2)の①)、登録実施機関を通じ、合法伐採木材等の取扱量を把握していく考えです。
国外向けへの理解活動はしているのか。輸入元へ要求するものが増えると価格に添加され、国民に不利益に働く恐れがある。	現在、林野庁において、生産国情報収集事業を実施しているところです。また、木材等の輸出国に対して、広報活動等を通じ、法への理解を求めてまいります。
今回の省令・基本方針だけでは、実際の具体的対応が不明であるため、より詳細な運用内容を明らかにすべきである。	今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
この度の措置の対象となる物・事業及び対象とならない物・事業について、その判断の考え方も併せて、解説、例示等により詳細を示すべきである。	今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
施行規則案に記載のある木材・物品以外は、本法律の対象外と理解して良いか。	施行規則案Ⅱの2の物品及び基本方針案Ⅱの3の(1)の木材が対象となります。法の対象とする木材等の範囲の詳細については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
ガイドライン等に、施行規則2に規定された物品以外のものは、木材等に該当しないことを明記すべきである。	御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。
ガイドライン等に、施行規則2に規定された物品以外のものは、当面对象外とすることを明記すべきである。	御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。

<p>法律の主旨からすると、すべての木材、木質材料、又、これらを1部でも使用した製品すべてが対象となるべきと考える。</p>	<p>法の対象とする木材等は、法第2条において、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって、主務省令で定めるものとされています。この規定を受け、法の対象とする家具、紙等の物品については、環境物品等の調達に関する基本方針(平成13年3月9日環境省告示第11号)の特定調達品目(ガイドラインに基づく取組が調達の要件となっているものに限る。)を踏まえ、当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況等を勘案して定めています。</p>
<p>解説等で、以下の事項について、判断の根拠と共に例示・説明するべきである。 ・塗装や切断、湾曲などの加工を経たものは「木材」に該当するのか。 ・樹皮を原料とするコルク材や木製の資材などは「木材」に該当するのか。</p>	<p>木材として、 ①「ひき材及び角材」に該当するものは、縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものです。 ②「単板及び突き板」に該当するものは、合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のものです。 ③「合板、単板積層材及び集成材」に該当するものは、合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどです。 なお、これらのうち、さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは含みません。 ④「木質ペレット、チップ及び小片」に該当するものは、チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたものです。 このため、塗装や切断、湾曲などの加工を経ている、これらに該当するものは木材となります。 コルク及びその製品は木材の対象とはなりません。</p>
<p>繊維板に貼られた銘木は木材に含まれるのか。</p>	<p>御質問の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>MDFやパーティクルボードは木材に含まれるのか。</p>	<p>繊維板及びパーティクルボードについては基本方針案Ⅱの3の(1)の木材には含まれません。</p>
<p>MDFやパーティクルボードは、今後、対象となるのか。なるとしたら、いつか？</p>	<p>現在、MDFやパーティクルボードを対象とする予定はありませんが、基本方針案Ⅱの3の(1)において、法の対象とする木材等については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととしているところです。</p>
<p>MDFやパーティクルボード等の木質ボード類を「木材」に追加するべきである。</p>	<p>現在、MDFやパーティクルボードを対象とする予定はありませんが、基本方針案Ⅱの3の(1)において、法の対象とする木材等については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととしているところです。</p>
<p>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針案について」の1頁最下行・・・対象木材等を「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」と定義していることから、繊維板は対象木材から外れた。しかし、平成22年10月の「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針案」に対する「ご意見等に関する考え方」では「23. その他においてこれらの木材を使用することを含む」、「27. その他において グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当(パーティクルボード)すること」から繊維板は木材の一つの製品区分として扱われている。繊維板は原料入手の観点から合法伐採法の対象外となる判断には共感するが一般的には合法性が証明された木材の購入意欲が高まる反面、対象外の木材製品への関心が薄れ、公共建築物等やその他の建築物等への使用が控えられるようにならないか、不安である。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>家具について、「木ダボ」や「押出(棚板の小口部材等)」、「フラッシュの芯材」等に用いる木材等は法律の確認対象外か。</p>	<p>具体的な確認の対象範囲については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。なお、家具については、「部材の原材料」を確認の対象と規定し、木ダボ、木口材など、部材に含まれないものは確認の対象から除く予定です。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。 以下の物品は、家具用木製ダボと同様、使用量が少なく合法性確認の費用対効果が低いため、合法性の確認の対象とならないこと。 イ) 接合部用木製ダボ ロ) 外装工事及び内装工事の下地となる胴縁等 ハ) 屋根工事の下地となる瓦棧等 ニ) 断熱工事、建具工事、設備工事等における補助材等 ホ) 棚板の小口部材、フラッシュ構造の芯材等</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>「直交集成板(CLT)や「構造用パネル(OSB)」は本法律が対象とする木材に含まれないのか。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(1)の「合板、単板積層材及び集成材」に該当するものは、合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどです。また、OSBは基本方針案Ⅱの3の(1)の木材には含まれません。</p>
<p>「特殊加工化粧合板」や、「塗装型砕合板」は対象物品に含まれるのか。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(1)の「合板、単板積層材及び集成材」に該当する合板には、ワニス塗装、プリント、オーバーレイその他これに類する加工をしたものを含みます。</p>
<p>「特殊加工化粧合板」が対象に含まれる場合、合板の表面に印刷紙をオーバーレイ加工したプリント合板の合法証明は、印刷紙の証明は行わず、合板のみを証明するのか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

<p>「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの」について、解説、例示等により詳細を示すべきである。また、その確認方法についても説明すべきである。</p>	<p>パレットや梱包木材については基本方針Ⅱの3の(1)の木材には含まれません。建築解体材並びに工場から発生する基本方針Ⅱの3の(1)の「ひき板及び角材」及び「合板、単板積層材及び集成材」の対象とならない端材、鋸屑などは「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」に当たります。法の対象とする木材等の範囲の詳細については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>「この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものは除く。…)…」とあるが、この解釈についての説明は、いつ、どのようになされるのか。また、海外調達についてはどうか？」</p>	<p>上記の回答のほか、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>製材残材は、合法証明の必要がないものとすべきである。</p>	<p>工場から発生する基本方針Ⅱの3の(1)の「ひき板及び角材」及び「合板、単板積層材及び集成材」の対象とならない端材や鋸屑などは「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」に当たるため、合法性の確認をする必要はありません。</p>
<p>間柱の端材を加工して作った集成間柱は、合法性の確認を行う必要がないものとしてよいか。その場合、合法性を確認できなかった製品や合法性を確認していない製品と区別するためにどういった明記をする必要があるか。</p>	<p>集成材は、法の対象とする木材等に該当するため、合法性の確認をする必要があります。</p>
<p>製材廃材チップは、合法証明の必要がないものとすべきである。また、その旨を明記すべきである。</p>	<p>工場から発生する基本方針Ⅱの3の(1)の「ひき板及び角材」及び「合板、単板積層材及び集成材」の対象とならない端材や鋸屑などは「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」に当たるため、合法性の確認をする必要はありません。法の対象とする木材等の範囲の詳細については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>再生木質ボードは一度使用され又は使用されずに収集され…に該当するため対象外であることを明記すべきである。</p>	<p>MDF、パーティクルボード、インシュレーションボード及びハードボードが施行規則案Ⅱの2の物品に該当しないことについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ガイドラインに、再生木質ボードは「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」に該当することを明記すべきである。</p>	<p>法の対象とする木材等の範囲の詳細については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ゴムの集成材はどの様な扱いになるのか。</p>	<p>御質問の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施工規則案Ⅱの2の(1)について、構成材料の体重又は重量の過半がリサイクル材の場合は対象外と考えてよいか。</p>	<p>施行規則案Ⅱの2の(1)に定める物品の具体的な対象範囲については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則第2条に示されている家具、紙等の物品(1)～(7)以外のものは、木材を使用している対象外なのか(例えば、化粧合板やそれを使用した天井板、階段踏板、木質造作材など)。</p>	<p>施行規則案Ⅱの2に掲げられているもの以外の家具、紙等の物品は、当該物品に木材が使用されていたとしても、合法性の確認の対象外です。なお、化粧合板やそれを使用した天井板、階段踏板、木質造作材などで、基本方針案Ⅱの3の(1)に掲げる以下の木材(さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものを除く。)に該当するものは、対象となります。 ・「ひき材及び角材」に該当する、縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの ・「単板及び突き板」に該当する、合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの ・「合板、単板積層材及び集成材」に該当する、合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなど</p>
<p>施行規則第2条に示されている家具、紙等の物品(1)～(7)以外のものについても、合法性の確認が取れていれば木材関連事業の登録を受け、証明書の発行が可能なのか。</p>	<p>施行規則案Ⅱの2に掲げられているもの以外の家具、紙等の物品は、合法性の確認の対象外であるため、当該物品について合法性の確認を行っても登録を受けることはできません。また、当該物品について木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案について(以下「判断基準省令案」といいます。)Ⅱの3に規定する書類を発行することもできません。</p>
<p>原材料に木材等を使用して製造した製品が対象外製品となった場合、合法証明書類を発行しなくてよいのか。</p>	<p>御質問の製品については、合法証明書類を発行する必要はありません。</p>

<p>物品を指定する基準として、日本標準商品分類の名称、分類を用い、Ⅱ 2 (3) 項の表現を以下のように修正し、Ⅱ 2 (7) 項を削除するべきである。 修正文 日本標準商品分類 中分類13 パルプ及び紙 小分類 2 紙及び板紙に示されるもののうち、木材パルプを使用したもの</p>	<p>法の対象物品は環境物品等の調達の推進に関する基本方針の特定調達品目(ガイドラインに基づく取組が調達の要件となっているものに限る。)を踏まえ、当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況等を勘案して定めています。対象範囲については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>文具もクリーンウッド法の対象品目に加えるべきである。また家具や紙類も、部材に主として木材を使用した製品はすべての品目を対象とするべきである。</p>	<p>法の対象とする家具、紙等の物品については、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の特定調達品目(ガイドラインに基づく取組が調達の要件となっているものに限る。)を踏まえ、当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況等を勘案して定めています。対象範囲については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案Ⅱの2の(1)の品目については、造り付けかどうか問わないとの理解で良いか。カウンターは品目に含まれていないので対象外と理解してよいか。対象品目かどうかの判断基準は販売元の商品名によることでよいか。</p>	<p>御質問の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>輸送用木箱、木製パレット、ダンボール等は対象外であることを明記するべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>「主として木材を使用したもの」の判断基準を明確にするべきである。</p>	<p>家具については、「部材に主として木材を使用したもの」が対象と規定しています。具体的な家具の対象範囲などについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ガイドラインに、「部材に主として木材を使用したもの」について、リサイクル材の定義や廃材、工場端材の位置付けを明記するべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>物品を譲り渡す際には、「主として木材を使用した部材」が合法と確認できていれば、合法性の確認ができた旨を記載した書類を提供できることを、説明するべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>収納用じゅう器や棚の主要構造部材が非対象木材製品の場合、合法性証明書の発行は必要ないのか。</p>	<p>例えば、収納用じゅう器、棚等であって、部材が全てパーティクルボードを使用したものは、法の対象物品ではありません。具体的な家具の対象範囲などについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>収納用じゅう器の部位の材料構成は、部位毎に異なる。少しでも木材を使用していればじゅう器全体を対象とするのか、木材の占める割合に応じて部位毎に証明対象になるのか。</p>	<p>収納用じゅう器などの家具については、金属製でごく一部に木材を使用するもの等もあることから、事業者の合法証明にかかる負担軽減を図るべく「部材に主として木材を使用したもの」としています。具体的な家具の対象範囲などについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>コピー用紙や塗工された印刷用紙を加工したものは対象外であることを明記するべきである。</p>	<p>例えば、印刷用紙に印刷を行ったものは法の対象物品ではありません。御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>基材の一部に木材等を使用しているフローリングは全て対象となるのか。</p>	<p>施行規則案Ⅱの2の(4)に定めるとおり、基材の一部に木材を使用しているものは対象となります。</p>
<p>MDFと合板を貼り合わせた複合材を基材として、表面に化粧シートを貼り合わせた複合フロア等は対象物品に入るのか。</p>	<p>MDFと合板を貼り合わせた複合材を基材として、表面に化粧シートを貼り合わせた複合フローリングは対象となります。</p>
<p>表面ツキ板貼りのフローリングは基材とツキ板の両方の証明が必要となるのか。</p>	<p>フローリングについては、判断基準省令案Ⅱの1に定めるとおり、基材について合法性の確認を行うのであって、突き板は確認対象ではありません。</p>
<p>フローリングはJASの定種による基材に、基本方針で定義された「木材」を使用している場合に「木材等」に該当し、「木材」ではない基材のフローリングは対象外であることを解説等で例示し、説明するべきである。また、フローリングを譲り渡す際には、基材が合法と確認できていれば、合法性の確認ができた旨を記載した書類を提供できることを、説明するべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>「木質系セメント板」及び「サイディングボード」の具体的解釈をガイドラインなどで示すべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>建材品が合法対象物品かどうかの確認はどのように行えばよいのか。</p>	<p>法の対象とする木材等は、法第2条において、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって、主務省令で定めるものとされているところです。具体的な製品例は、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

造作物、建具は対象品目に含まれるのか明確にするべきである。	御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
建具、窓台、造作材などは対象となっていくのか。	建具や窓枠は施行規則案Ⅱの2の(1)に定められる物品に該当しません。基本方針案Ⅱの3の(1)に示すとおり、法の対象とする木材等については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととしています。
建具、造作材、仏壇等は対象に入らないのか(入らない場合は理由も含めて)。	建具、仏壇は施行規則案Ⅱの2の(1)に定められる物品に該当しません。なお、家具と建具のいずれに該当するか不明瞭な物品もあることを踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
「型枠用合板」と「合板型枠」の考え方、取扱いについてQ&A等により、具体的に分かりやすく説明されたい。	「型枠用合板」と「合板型枠」の考え方、取扱いについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。なお、合板は用途を問わず(型枠用でも)法第2条第1項の木材等に含まれますが、合板に栈木が取り付けられた物品(合板型枠)は法第2条第1項の木材等には含まれません。
合板型枠の付属品(栈木等)や仮設部材については合法性の確認を行うべきか。	合板型枠は合法性の確認の対象とならないため、合板型枠を製造する事業者にとっては、合板型枠の付属品(栈木等)も当然合法性の確認の対象となりません。仮設部材は他者に譲り渡さず、自らが利用するだけの木材なので、合法性の確認の対象とはなりません。
型枠は対象品目に含めるべきでない。また、型枠が対象品目でないことを明記するべきである。	合板型枠は施行規則案Ⅱの2に規定しておらず、木材等の対象とはなりません。
型枠として合法的な木材を調達する事業者が第二種木材関連事業者として登録を行い、第一種木材関連事業者から合法的な木材を調達すると、第二種木材関連事業者、第一種木材関連事業者の双方に補助金が支給される仕組み導入するべきである。	御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。
木材関連事業者登録一種と二種の事業区分を明確化するべきである。また、区分する意味を明確にするべきである。	第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の区分については、施行規則案Ⅱの1に規定しているとおりです。この区分を設ける理由は、基本方針案Ⅱの3の(3)のとおり、合法性の確認の方法が異なるためです。
国内素材生産業者が伐採した材の納入を製材工場等へ仲介している業者は、第一種・第二種のどちらに当たるのかが不明確ではないか。	樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けていないため、施行規則案Ⅱの1の(1)の①の事業を行う者に該当せず、木材関連事業者に含まれないこととなります。
木材を輸入し、それを加工し販売する場合、加工を担当する部門は、第一種木材関連事業に係る部門に含まれるのか。	木材を輸入している部門で合法性の確認を行い、その結果を加工・販売を行う部門に伝達できる場合、後者は第一種木材関連事業を行う者に含まれません。
「加工」の定義を解説等で詳細を示すべきである。	用語の定義については、今後、必要に応じて、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
施行規則案Ⅱの樹木の所有者から丸太販売の委託を受け、木材市場を通して販売する事業という点、最も当てはまるのは丸太を生産する「素材生産事業」であり、素材生産事業者は木材関連事業者に当たるのではないかと。逆に、委託されて市場において販売しているのは具体的には誰を指しているか。	樹木の所有者から丸太販売の委託を受け、木材市場を通して販売する事業を行う者は、市場に当該丸太の販売を再委託しており、市場が第一種木材関連事業を行う者となります。
森林組合は素材生産業者に当たるが、山林所有者が自伐した材、市町村有林の入札等、他者が伐採した材を山土場で購入し取り扱う事があるが、その場合は森林組合も登録が必要になるのかを明確にして欲しい。	他者が伐採した木材等を譲り受け、販売を行う事業者は木材関連事業者となります。
法律で言う「木材等の輸入をする事業」に輸入代行業者が含まれるのか明確にするべきである。	御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。
木製品を輸入している建設業者は、第一種及び第二種の両事業が該当するのか。	木材等の輸入をする事業は、第一種木材関連事業に、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業は、第二種木材関連事業に該当します。
海外から家具を輸入する部署と海外から輸入した木材を国内工場加工し同じ家具を製造する部署が同じ部門内の場合、家具と木材の輸入をする部門を第一種木材関連事業、加工と販売する部門を第二種木材関連事業とすればよいのか。	御理解のとおりです。
国産材合板製造企業について、丸太を素材生産業者から直接購入するときも、商社等から購入するときもある場合は第一種と第二種の両方の登録が必要か。	第一種木材関連事業のみ又は第二種木材関連事業のみの登録をすることも可能です。
第一種木材関連事業者からの木材を使用して消費者向け最終製品を作っているが、一部木材料を海外の業者から直接購入している。購入した材料は、すべて最終製品に加工する。この場合、第二種木材関連事業者としての登録のみで良いか。	第一種木材関連事業のみ又は第二種木材関連事業のみの登録をすることも可能です。

<p>第一種・第二種双方を行う事業者／部門での登録について、モデルケースなどで、解説するべきである。また、「部門」について、組織表上の部門あるいは事業所(サイト)でも、申請者で選択可能とするべきである。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>木材関連事業者の登録は、第一種木材関連事業を行う者、第二種木材関連事業を行う者の別により登録申請を行う必要があるか。第一種、第二種の双方の事業部門がある企業にあつては、申請を1件で行うことは可能か。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>同一の事業者が、第一種及び第二種木材関連事業者の両方を実施している場合は、部門又は業務ごとに登録申請が必要となっているが、申請を一本化するべきである。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>木材関連事業者を第一種と第二種に分ける、また、登録する事業者の範囲を、事業者単位、事業所単位、部材郡単位等にするとしているが、登録免許税法に係る、登録の件数のカウントの仕方を明確にすべきである。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>第一種と第二種両方の登録を重複して行う事業者の登録料金と、第一種あるいは第二種単独で登録を行う事業者の登録料金を同じにするべきである。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>第一種と第二種の両事業が該当する申請者は、どのように申請書に記載すればよいか。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案 8 登録に係る公示事項等について、で第一種と第二種の両事業を扱う業者はどのように公示することになるのか。</p>	<p>公示の具体的な方法については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>建設部門が木材を使用した建築物を建設(第二種木材関連事業)する場合、登録申請はどう切り分けることになるのか。商社経由の調達(第二種)と建設(第二種)と一緒に申請するのか。想定できるいろいろなパターンで事例集を作成いただきたい。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>第1種及び第2種双方に該当する場合に、二重の手間とならないようすべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>グループ会社(連結会社)一括での登録を認めるべきである。業界団体一括での登録を認めるべきである。</p>	<p>登録は、事業者単位が基本となりますが、登録の申請等具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。建築物等を建設する際に使用する仮設材については、建設事業者が最終需要者であるので、合法性を確認する必要がないこと。</p>	<p>仮設部材(合板型枠、足場板、養生板等)は他者に譲り渡さず、自らが利用するだけの木材なので、合法性の確認の対象とはなりません。以上の取扱いについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>小売りは対象事業者にならないが、業務用と兼ねている事業者はどうするのか。</p>	<p>御質問の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。建築物等を建設する際に、現場で急遽必要となったためにホームセンター等で調達した木材等については、合法性の確認の対象とならないこと。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。合法性の確認は、事業者自らが譲り受けた木材等だけを対象に行うものであり、下請事業者が譲り受けた木材等や施主が支給した木材等は合法性の確認の対象とはならないこと。</p>	<p>御意見のとおり、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ゼネコンでは、協力会社に材工共で発注することが多い。協力会社は合法性を書類で確認するとして、ゼネコンは木材製品の合法性に確認が必要なのか。必要ないとすると、登録事業者になってもほとんどが材工共の発注であるので、特に取り組みは必要ないのか。それとも対象の木材製品の合法性を確認する必要があるのか。そうだとすると、証明が存在するものの確認するのは比較的容易としても、証明書が存在しないものがあることについて附屬的に発生する部材等の細かいものについて確認するのは難しい。材工共の場合の扱いについて明確にしてほしい。</p>	<p>合法性確認の対象となるのは、自ら調達する木材等に限られるため、下請企業(協力会社)が自ら木材を調達し、施工する場合には、元請企業(ゼネコン)には法に基づく合法性確認の義務は発生しません。</p>
<p>ゼネコンは、現場ごとに調達内容等全く異なるので、現場ごとの登録が認められることになると考えているが、それでいいか。その場合、使用する木材について一年間で区切るのは非現実的である。また、逆に例えば支店単位等で登録する場合、使用木材はどういう工事を入手するかで全く変わるので、記入は難しいので申請書の記入方法に柔軟性を持たせてもらいたい。</p>	<p>部分登録の範囲としてある程度のみとまりをもった現場ごとの登録も認める予定です。登録の詳細については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。 木材を使用して建築物等を建設する際に、当該建築物の建設事業者以外の設計者が設計図書等において使用する木材等を指定した時は、建設事業者は指定された木材等の合法性を確認する責を負わないこと。</p>	<p>設計図書等に指定されている木材であることをもって、合法性の確認を免れることにはなりません。しかしながら、例えば当該指定された木材が、合法性確認を行っても、合法であることの確認に至らない場合は存在すると考えられ、そのような場合に当該木材等を建設工事に用いることが禁止されているものではありません。以上の考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>申請書の記載事項及び添付書類に関する記載例を作成していただきたい。</p>	<p>登録の具体的な手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>木材関連事業者が登録実施機関に登録申請等を行う場合に、遠隔地等の事情により過大な申請事務の負担とならないよう、申請を電磁的書類により行うことができること、申請書類の作成が過大な事務負担とならないように配慮することについて運用ならびに指導願いたい。</p>	<p>申請書及びその添付書類の提出は電磁的方法も認める見込みです。また、申請書等の様式については、頂いた御意見も踏まえ、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>登録実施機関の管轄区域の考え方を明らかにされたい。都道府県等の単位では、合板メーカーとしては狭すぎるので、全国一括・世界一括の実施機関を必ず、複数設けるべきである。</p>	<p>登録実施機関が登録実施事務を行う区域は全国又は一部の地域を選択できることとする予定です。また、主務大臣への登録申請が複数行われるよう努めてまいります。</p>
<p>登録実施機関の設置に当たっては、登録を申請する木材関連事業者の地理的利便性を考慮されたい。</p>	<p>登録実施機関が登録実施事務を行う区域は全国又は一部の地域を選択できることとする予定です。また、主務大臣への登録申請が複数行われるよう努めてまいります。</p>
<p>施行規則案Ⅱの6の(1)の④について、「合法伐採木材等の利用確保するための措置を構ずる木材等の種類」に関し、樹種ごとの申請、報告を行うことは難しいので、なるべく簡便にしてください。</p>	<p>御意見の手続については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案 2 6(1)5記載の「重量、面積、体積又は数量」の判断に係る内容が不明瞭です。解説等、詳細を示して頂きたく、ご検討をお願い致します。</p>	<p>御意見の内容については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則6(1)⑤の「重量、面積、体積又は数量」については、いずれか一つを申請書に記載するだけで可とされたい。</p>	<p>全ての事項を記載するのではなく、木材等の種類に応じた事項を記載していただくこととする予定です。なお、具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。 施行規則6(1)⑤の「重量、面積、体積又は数量」に関する物品毎に使用すべき単位。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>施行規則案Ⅱの6の(1)の⑤について、「木材等の1年間の重量、面積、体積又は数量の見込み」に関し、物品ごとに定められた単位による整理としてよいか。例えば、木材とフローリングを扱っていて、木材の単位は「m3」フローリングの単位は「坪」などの場合に両者を合計することは困難である。</p>	<p>木材関連事業者が登録を行う際の手続については、申請者の負担軽減の観点から、木材部分のみの取扱量を厳密に把握する必要はなく、立方メートルやトン、平米など物品に応じた単位を用い、なるべく簡素なものとする予定です。なお、具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案Ⅱ 6(1)⑤に記載の「重量、面積、体積又は数量」について、特に家具等の物品に閉しては、重量・体積・面積での計算は難しいものもあるため、「1台」「1セット」など、事業者が自ら申告する単位を広く受入れていただきたい。</p>	<p>木材関連事業者が登録を行う際の手続については、申請者の負担軽減の観点から、木材部分のみの取扱量を厳密に把握する必要はなく、立方メートルやトン、平米など物品に応じた単位を用い、なるべく簡素なものとする予定です。なお、具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案Ⅱの6(1)の⑤について、複合フロアの場合、構成材料のMDFと合板のうち、対象となる合板部分を算出して記載するのか。</p>	<p>木材関連事業者が登録を行う際の手続については、申請者の負担軽減の観点から、木材部分のみの取扱量を厳密に把握する必要はなく、立方メートルやトン、平米など物品に応じた単位を用い、なるべく簡素なものとする予定です。なお、具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案Ⅱの6(1)の⑤について、木材以外の部材(プラスチック、金属等)も使用したシステム収納等は、対象となる木材部分のみを算出して記載するのか。</p>	<p>木材関連事業者が登録を行う際の手続については、申請者の負担軽減の観点から、木材部分のみの取扱量を厳密に把握する必要はなく、立方メートルやトン、平米など物品に応じた単位を用い、なるべく簡素なものとする予定です。なお、具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

<p>施行規則第6条に、措置を講じる「木材等の1年間の重量、面積、体積又は数量の見込み」とあるが、木材以外やリサイクル品を含む場合、措置を講じる木材ではないので対象木材量だけを算出するのであればシステムやセット毎に構成する部材数、占める量が異なり非常に労力を要するが、どこまでの精度を求めなのか。また、数量とは何か。</p>	<p>木材関連事業者が登録を行う際の手続については、申請者の負担軽減の観点から、木材部分のみの取扱量を厳密に把握する必要はなく、立方メートルやトン、平米など物品に応じた単位を用い、なるべく簡素なものとする予定です。なお、具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>第二種事業のみを行う者の登録申請及び登録事項の変更申請における6.申請書の記載事項等のうち、木材等の1年間の重量、面積、体積又は数量の見込みについては、申請者の負担軽減の観点からなるべく簡素なものとするべきである。</p>	<p>木材関連事業者が登録を行う際の手続については、申請者の負担軽減の観点から、木材部分のみの取扱量を厳密に把握する必要はなく、立方メートルやトン、平米など物品に応じた単位を用い、なるべく簡素なものとする予定です。なお、具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案Ⅱの6の(1)の⑥について、「原材料となっている樹木の…伐採された国又は地域」とは、国産材の場合は「日本国」となるのか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則案への意見 (意見内容) 6 申請書の記載事項等 (1)法第9条第1項第2号(法第12条第2項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項として、次に掲げるものを定めることとする。 ⑤の次に⑥として以下を加筆する。 ⑥ ガイドラインに基づく業界団体認定及び、ガイドラインに基づく合法性証明木材の取り扱い実績 (理由) ガイドラインの基づく実績が登録の審査においても重要な判断材料になる</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます</p>
<p>申請書には法人番号を記載させるようにするべきである。また、明示的にこの事を法条に記す必要がある場合は、申請書への必要記載事項として、「事業者が法人の場合には法人番号」等の内容を加えるべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>第二種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合、部門、事務所、工場又は木材等の種類ごとに登録申請を認めるとしているが、対象となる部材が追加された場合の変更手続について、書類の簡素化や手数料の無料化など登録事業者の負担軽減に配慮していただきたい。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところです。 今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>規則案14.登録の更新において、6月前までに登録の更新申請を行うこととされているが、提出後に申請書の記載内容に変更を生じる可能性もあり、6月前を経過しても登録の更新申請を可能とされたい。</p>	<p>登録実施機関の登録の更新については、登録実施機関が更新を行わない場合に、当該機関に登録している登録木材関連事業者に対して、あらかじめそのことを伝える必要があるため、6月前までに申請することとしておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>海外からの違法伐採木材・木製品の輸入が完全に排除されるよう、「判断の基準」を厳格に定める必要がある。</p>	<p>法の趣旨は違法伐採に係る木材の輸入規制ではなく、合法伐採木材等の流通及び利用の促進であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>クリーンウッド法では第2条2項で「合法伐採木材等」を「我が国又は原産国の法令(中略)に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び(中略)家具、紙等」と定義し、その判断材料として第4条2項で「森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報を日本政府が収集し、提供するとしているため、1)森林の持続可能な利用、2)貿易および3)流通に関する法律の遵守が期待されていると解釈できる。そのことを基本方針・省令・実施規則でより明確に規定すべきである。 また、伐採の権利、土地や林産物の利用等に関する第三者の権利及び伐採に関する税金や関税に関する法律の順守を明示的に義務付けるべきである。</p>	<p>法第2条第3項に規定する「合法伐採木材等」とは、「我が国又は原産国の法令(我が国の法令にあっては、条例を含む。第6条第1項第1号において同じ。)に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。」とされており、我が国又は原産国の法令を具体的に省令で定める規定はありません。 他方、法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところです。</p>
<p>合法性の定義を広範に定めること。a.伐採に関する権利、b.伐採に関する税金等の支払い、c.生物多様性や自然環境の保全、d.土地や林産物の利用等に関する第三者の権利、e.貿易及び関税の5つの分野がその範囲に含まれること。</p>	<p>法第2条第3項に規定する「合法伐採木材等」とは、「我が国又は原産国の法令(我が国の法令にあっては、条例を含む。第6条第1項第1号において同じ。)に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。」とされており、我が国又は原産国の法令を具体的に省令で定める規定はありません。 他方、法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところです。</p>

<p>日本や供給国の関連法令の範囲は、米国のレーシー法やEU木材規則の適用法令に合わせるべきである。贈収賄やその他の汚職を禁じる法律を含め、森林へのアクセスや木材の伐採に必要な権利や許可の付与に関する法令を含めるべきである。</p> <p>加えて、環境保護、伐採、輸送、貿易と関税などに関連する法律も含めるべきであろう。政府は事業者のデューデリジェンスを支援するため、木材産出国の適用法令情報の収集と提供に際して、市民社会を含む独立の専門家と協議すべきである。</p>	<p>法第2条第3項に規定する「合法伐採木材等」とは、「我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。第6条第1項第1号において同じ。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。」とされており、我が国又は原産国の法令を具体的に省令で定める規定はありません。</p> <p>他方、法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところである。</p>
<p>生産国の法律の遵守を担保するためには、輸出許可証などの書類の確認にとどまらず、ロイヤルティや関税の支払い、伐採権の発行、住民の土地や資源の利用権、生物多様性の保全などに関する法律の遵守に関する一歩踏み込んだ確認が必要となる。特に木材を最初に国内に流通させる第一種登録事業者は、このような広い観点での違法性リスクを無視できるほど低いレベルに低減した木材のみを合法性の確認できた木材として取り扱い、そのような木材の割合を多くすることを奨励する制度にする必要がある。その川下にある第二種登録事業者も、登録事業者からの合法性が確認できた木材等のみを取り扱うよう奨励すべきである。</p>	<p>法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところである。</p>
<p>省令案のIIの1の「確認に関する事項」の(1)を以下のように変更を提案する。「…次に掲げる書類を提出させ、法第4条第2項の情報（以下「法令等情報」という。）、適用法令の遵守状況に関する情報、伐採地域における違法伐採の発生状況、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報を踏まえ、これらの書類の内容を確認すること。なお、合法性の確認については、違法性リスクが軽微な水準に達したかどうかに基づいて判断する。」（判断基準省令案II概要1確認に関する事項(1)）</p>	<p>法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところであり、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>合法性証明書はあくまで確認方法の一つであり、必須条件ではないことを明記すべきである。</p>	<p>判断基準省令案IIの1の(1)では、法第4条2項の情報を踏まえて、合法性の確認を行うこととしており、合法証明書類があることのみをもって合法性の確認が行われることがないように規定しています。また、合法証明書類がなかったとしても、省令案IIの2の(1)にあるように、更なる情報の収集により、合法性の確認ができることとしております。</p>
<p>事業者は、原産国または第三者の合法性検証制度を利用する場合に、様々な関連情報を参照し、対象適用法令の範囲を把握及び当該制度の下の合法性検証手続きの評価等を行い、その制度が適用法令の遵守を十分に保証するものかの評価を行うべきである。</p>	<p>法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところである。</p>
<p>国家や産業が行う確認の信頼性が低い場合、企業は信頼に足る独立の第三者による評価を求めたり、自ら追加情報を収集したりする必要がある。</p>	<p>判断基準省令案IIの2の(1)において、自ら情報を収集することができる旨規定しているところである。</p>
<p>リスク評価やリスク緩和に基づくデューデリジェンスについて堅固な要件を策定し、第一種事業者はその扱うすべての木材製品について同要件を課すべきである。また、「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案」に記載された要件について、指針や追加情報の提供を通じて、さらに詳細を示すべきである。</p>	<p>法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところである。今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>NGOから合法性のレベルが低いなどと指摘されていないか。</p>	<p>御質問の内容は国の責任において回答できない内容ですので、回答は差し控させていただきます。</p>
<p>「合法性の証明」についてもっと解り易い方法、表現、例示をするべきである。</p>	<p>今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>判断基準省令IIの1の「原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類」の国別具体的な例を示すべきである。</p>	<p>今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>基本方針案IIの3の(3)に「ガイドラインに基づく証明方法も合法性の確認に活用できる」と記載されているが、これは合法証明の対象となる木材等の物品について従来のガイドライン合法証明を証明書として提出しても良いということを示すのか。</p>	<p>ガイドラインでは認定事業者が合法性の証明を行った結果の伝達方法については示されていますが、合法性の証明のために必要な確認の具体的な方法については示されておりません。法では、合法性の確認をどのように行うのか（第一種木材関連事業を行う者であれば、法第4条第2項の情報を踏まえて書類の内容の確認を行うなど）が規定されています。このため、ガイドラインに基づく合法性の証明で実施した事項（合法証明書の収集、分別管理）は、法に基づく合法性の確認にも活用することはできませんが、ガイドラインに基づく合法性の証明のみをもって、法に基づく合法性の確認を行ったことにはなりません。</p>

<p>「ガイドライン」の活用について</p> <p>基本方針案Ⅱ概要3合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項(3)に既存の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された3つの証明方法等も合法性の確認に活用できるとの記述があるが、既存のガイドラインによる合法性確認は、今回の省令案等で定められている規定を満たすものではないので、このような記述は関係者に誤った理解を与えてしまう。よって、この部分を削除するか、あるいは、合法性の確認としては、既存のガイドラインの方法では不十分で、新たな取り組みが必要であることを明確にする必要がある。</p>	<p>ガイドラインでは認定事業者が合法性の証明を行った結果の伝達方法については示されていますが、合法性の証明のために必要な確認の具体的な方法については示されておりません。法では、合法性の確認をどのように行うのか(第一種木材関連事業を行う者であれば、法第4条第2項の情報を踏まえて書類の内容の確認を行うなど)が規定されています。このため、ガイドラインに基づく合法性の証明で実施した事項(合法証明書の収集、分別管理)は、法に基づく合法性の確認にも活用することはできますが、ガイドラインに基づく合法性の証明のみをもって、法に基づく合法性の確認を行ったことにはなりません。このことについて、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案への意見 (意見内容)</p> <p>1 確認に関する事項に以下を加筆する</p> <p>(1)第一種木材関連事業のうち、規則案2の1の(1)の①、②又は④に掲げるもの 樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対し、次に掲げる書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出させ、法第4条第2項の情報(以下「法令等情報」という。)、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報を踏まえ、これらの書類の内容を確認すること。</p> <p>② ①の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類(以下挿入)(ガイドラインに基づく合法伐採木材証明を含む)(以上挿入)</p> <p>(理由)</p> <p>ガイドラインに基づく取組との関連性をわかりやすく記載する必要がある。 (ガイドラインの信頼性を確保するための改定を前提として)</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(1)の②には、合法証明書類の具体例を示すこととはしておりませんので、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>伐採される木材の多くは森林経営計画に基づくものであり、伐採等の届出書は事後届である。また、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8に基づく伐採届の場合も、届出書の写しのみでの添付では不十分で、市町村長の発行する受理通知、若しくは適合通知書の添付が必要であるものと思慮される。制限林、持続可能性の証明も含め、必要な添付書類を明確に定める必要がある。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(1)の②に規定する樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類には、伐採届に係る受理通知書及び適合通知書以外の書類も含まれるものと考えます。これらの通知書以外の当該書類に含まれるものについては、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>基本方針案Ⅱの3(3)について、活用できる合法性の確認のうち「個別企業等の独自の・・・」において、本法令ではグリーン購入法のガイドラインよりも柔軟に容認していただきたい(現状は大手の製紙企業のみが認められていると聞く)。いわゆるデューデリジェンスシステムを運用していることをもって認めるとしていただきたい。</p>	<p>合法証明書類に含まれるものについては、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>基本方針案Ⅱの3(3)について、合法性の確認の資料として「森林認証、CoC認証」始め4つの記載があるが、これ以外の合法性に係る確認方法として、例えば、「木材調達に関する方針や確認事項、確認のタイミング等を規定した個社の木材調達規定」の明確化及びその実施状況の記録等により合法性が確認できる場合も可と考えてよいか。この時の当該「木材調達規定や記録のあり方」については、登録実施機関への申告及び審査によることとしてよいか。</p>	<p>合法証明書類に含まれるものについては、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。 基本方針3(3)中の「個別企業等の独自の取組による証明方法」には、例えば「個別企業が木材調達に関する方針や確認事項、確認のタイミング等を規定し、実施状況を記録する」等の方法が含まれること。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針案について」の2頁、下から13行目付近 合法性の証明方法が「森林認証制度及びCoC認証制度の活用」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得る」、「個別企業等の独自の取組による」、「都道府県等による認証」が例示されている。森林からの伐採の場合、上記の4例に該当しない単なる森林所有者や伐採業者等による伐採届出や開発許可証では証明にならないのか。また森林外からの伐採(例えば屋敷林、公園樹木)の場合、土地の所有者の一筆で済まず(平成20年8月 木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドラインに関連したQ&A)ことが可能なのか判断を仰ぎたい。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(1)の②に規定する書類としては、伐採届や開発許可証のほか、森林以外の土地から伐採される場合には土地の所有者による証明等も見込んでいます。なお、合法証明書類に含まれるものについては、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>基本方針案Ⅱの3(3)について、活用できる合法性の確認のうち「森林認証制度及び・・・」においては、例えば対象物品の製造工場がCoC認証を取得している場合、販売代理店は認証取得していない場合であっても、その認証を活用することを認めて合法性が確認できたこととしていただきたい(認証品を販売する場合には、販売代理店もCoC認証を取得することは当然であるが、合法性の確認として活用する場合においては製造工場のCoC認証が必要十分という考え方を認めていただきたい)。さらに、FSCやPEFCなどの代表的な森林認証制度は、その要求事項のなかで調達するすべての木材について合法性を含むデューデリジェンスを求めていることから、サプライチェーン上に上記CoC認証を取得した事業者が含まれている場合も、合法性が確認できたこととしていただきたい。</p>	<p>合法証明書類に含まれるものについては、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>現在タイやインドネシアでは各事業者の森林認証取得の負担軽減を名目として、国が一部の原料に対して合法証明書を発行しておりますが、これ等は今法に適用され得るのか、また中国の広葉樹の様に合法性の裏付けが曖昧な原料に関しても、仮に政府機関が証明書を発行すれば認められるのか、或いは更に突っ込んだエビデンスを求める事になるのか？ 曖昧にすれば本法の意義が薄らぐ一方で、精査が厳しくなれば流通に影響が出る事が予想されますが、いずれ明確な線引きが必要と考えます。</p>	<p>合法証明書類に含まれるものについては、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱの1の(1)について、「書類の提出」を求めているが、例えば、イ、ロなどは現在の取引情報には含まれていない場合もあり、新たな書類の作成を強いる結果となり、基本方針で謳っている「過大な負担とならないよう、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保し」という点と齟齬が生じている。その確認については、「書類の提出」ではなく情報ベース(口頭を含む。)も認めることとして頂きたい。また①と②のいずれかがあれば「確認できた」としてよいか。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるとするなどしているところです。また、御質問の内容については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

<p>省令案Ⅱ 概要1 確認に関する事項(1)①のイにある『種類』は基本方針案に書かれる木材(丸太、ひき板、角材・・・)、および施行規則案に書かれている、木材を主原料とした家具(椅子、机、棚、収納用じゅう器・・・)、紙(コピー用紙、フォーム用紙・・・)等、括弧内の製品名のいずれかを指すという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
<p>省令案Ⅱの1の(1)の「ロ 原材料となっている樹木が伐採された国または地域」について、 ・国または地域となると、国だけが書かれておしまいになるのではないか。国がわかればいいのか、地域まで必要なのかハッキリさせるべき。地域には「サバ州」という広範囲な書き方もあれば、「〇丁目〇番地」のような伐採場所をピンポイントで特定する書き方もできよう。どの様な書き方であるべきか。国からのリスク情報と照合しやすい書き方が必要と思われるが・・・。 ・“V-LEGAL”、及び“K2”はそれぞれ発行国が決まっている。伐採国名または伐採地域の記載された書面を入手しなさいと言われても既に伐採国名は記載されているに等しい。したがって、“V-LEGAL”、及び“K2”を入手していれば、ロについては割愛できるという理解でよいか。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(1)の②に掲げる書類が公的機関の制度に基づくものである場合、譲り受けた木材等の原材料となる樹木が当該公的機関の管轄の地域で伐採されたことを確認する必要があるため、省令案Ⅱの1の(1)の①のロに掲げる事項はその確認のために用います。よって、国の制度に基づく合法証明が提供された場合は伐採国を確認し、自治体等の制度に基づく合法証明が提供された場合は伐採地域を確認します。 V-LEGAL及びK2は、判断基準省令案Ⅱの1の(1)の①のロに掲げる事項を記載した書類とみなすことができます。</p>
<p>省令案の概要の1の(1)の2について、「我が国又は原産国の法令」とあるが「原産国」ということばは、以下の2通りの意味を連想させるため不適格ではないか。 1 樹木固有の生息地(例 スギの原産国は日本、等) 2 木材が伐採された国(例 インドネシア原産のラワン材、等) 「我が国又は原産国の法令」ではなく「我が国又は伐採された国又は地域の法令」と修正することを提案する。</p>	<p>法第2条第2項等で「原産国」と規定されているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>省令案1.確認に関する事項の(3)の「その他これに類する書類の内容」について、例示的、具体的な説明を加えられたい。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(3)に規定された「その他これに類する書類」としては、例えば法に基づく合法性の確認がなされたことが記載されたカタログ等を想定しています。なお、これ以外の対象となる書類については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>省令案1 確認に関する事項 (3)に記載の書類は、資材取引時に取り交わす発注請書、注文請書、納品書などに、「当該取引木材は合法伐採木材である」旨を記したものであることとよいか。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(3)の書類には、発注請書、注文請書、納品書などに省令案Ⅱの3に掲げる事項を記載し、又は記録したのも含まれます。</p>
<p>合法証明済み原材料のみ購入している場合には二次加工後の合法性は担保されるとの宣言をすることで、二次加工後の製品の合法説明としてよいか。</p>	<p>宣言の有無にかかわらず、法、省令案等に基づく措置が必要となります。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱの3について、登録することのメリット訴求に鑑み、仕入先が登録事業者である場合、登録事業者であることをもって「確認を行った」とみなしてよいことにしていただきたい。</p>	<p>仕入先が登録木材関連事業者があるか否かにかかわらず、合法性の確認を行う必要があります。</p>
<p>新たにできる登録実施機関で、合法性確認等に関する書類の書式を統一(たとえばチェックリストみたいな)してみてもどうか。そうすることで、特に中小企業の手間が省けるし、やってみようという気になるのではないか。</p>	<p>省令案Ⅱの4の(1)から(3)までに規定する記録の方法については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>国が行う情報提供は、いつから行うのか、また、どこにアクセスすればよいか。</p>	<p>今後、農林水産省ホームページにおいて、提供する予定です。</p>
<p>国が提供する情報は、国際機関、政府等のオフィシャル情報だけでなく、NPO等の情報も(その採択は企業の判断にゆだねるとして)広く提示してほしい。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(4)の②のとおり、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、提供する予定です。</p>
<p>違法伐採のリスクを評価する際に検討すべき情報。政府はガイドラインにおいて、また、その他の一般に利用可能な方法で、一般的なガバナンス状況と違法伐採の状況に関連した最新の包括的情報を提供し、事業者のリスク評価を支援すべきです。政府は、市民社会を含む独立の専門家と協議すべきです。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(4)の②のとおり、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、提供する予定です。また、基本方針案Ⅱの5の(1)のとおり、幅広い関係者を集め、意見交換等に取り組む予定です。</p>
<p>取扱木材全量の合法証明を義務付けなどは現実的でない。木材関連事業者は自らが取り扱う木材等の全量について合法性の確認を行う必要はない旨明記すべきである。</p>	<p>法第6条第1項第1号において、木材関連事業者は、その取り扱う全ての木材等について、合法性の確認を行うこととしています。</p>
<p>施行規則案Ⅱの6の(2)について、「全ての木材等の種類を記載」とあるが、基本方針Ⅱの3の(4)の①の国の行う措置の記載に鑑み、「全ての木材等の種類」について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じられない第一種木材関連事業を行う者は登録申請を行うことができないという理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
<p>登録事業者は取り扱う全製品を合法性が確認出来たものとすべきである。</p>	<p>法において、登録木材関連事業者に求められている要件は合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることであり、合法性が確認できた木材等のみを取り扱うことは要件としておりません。</p>
<p>すべての第二種登録事業者が行う合法性の確認について、取引先が登録事業者であること、及び譲り渡される木材等が合法伐採木材であることの確認ができていないことを求めること。</p>	<p>法において、登録木材関連事業者に求められている要件は合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることであり、木材等の調達先が登録木材関連事業者であること及び譲り渡される木材等が合法伐採木材等であることの確認ができていないことは求めておりません。</p>
<p>第一種登録事業を行う者による追加的措置について、何をどこまでやればいいのか基準を明確にするべきである。その際には、登録事業者にとって過度の負担とならないよう配慮するべきである。また、将来的には合法証明がない場合でも、照合することで追加的措置をみたとすような国別地域別樹種別合法判断リストを作成するべきである。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの2の(1)において、収集した情報に基づき、合法性の確認に至ったか否かについては各事業者が判断することとなります。なお、具体的な判断の事例等については、必要に応じて、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

<p>省令案Ⅱの2の(2)合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。とあるが、①合法性に関する書類を入手したものの、確実な合法確認に至らなかった場合を言うのか、②全く合法性に関する書類が入手できず、何ら合法確認ができなかった場合を言うのか、それともその両方か。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱにおいて、1の(1)又は(2)の規定による確認では合法性の確認ができない場合には、2の(1)又は(2)の措置を実施することとされておりますが、この「合法性の確認ができない場合」には、御質問の①、②両方が想定されるところです。</p>
<p>第二種事業者においても、第一種事業者に認められるレベルの追加措置により合法性を確認することが出来るように明示すべきと考える。</p>	<p>第二種木材関連事業を行う者については、伐採が行われた時点から多くの流通の過程を経過し、判断基準省令案Ⅱの2の(1)に規定している追加的な情報の収集が困難であることが想定されることから、判断基準省令案Ⅱの1の(3)において、判断基準省令案Ⅱの3の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認することとしています。なお、「その他これに類する書類」には、購入先以外の者から収集した合法性の確認書類も含まれるものと考えており、この具体例については、今後、必要に応じて、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>二種木材関連事業者が受領する合法性確認書類に、樹種や産地といった違法性リスクに関する基本的情報の記載は求められないのか。各企業の自主的な取り組みとしてそうした記載が望ましいという表現ができないか。</p>	<p>第二種木材関連事業を行う者には樹種や産地について把握することを求めているため、判断基準省令案Ⅱの3に規定する木材等を譲り渡す際に提供する書類には、樹種や産地といった情報の記載は求めておりませんが、商取引の中でそうした情報の伝達を自主的に行うことを妨げるものではありません。</p>
<p>建設業のような川下の業者にとっては、きちんと合法を確認できる木材を求めていても、場合によっては調達の関係で、納品時にしか合法性が確認できない可能性があり、結果的に書類の欠如や不備により合法性が確認できないケースもありうる。一度納品した段階で書類の不備を理由に返品等するのは再調達の必要性からも難しいことが想定される。登録事業者になっていた場合、そうしたケースでも登録違反となりうるのか。努力義務が何らかの形で示せばよいのか。</p>	<p>御質問のケースが発生した場合であっても、すぐに登録取消しとなることは想定していません。なお、法の趣旨から、そうしたケースが常態化している場合などには、何らかの措置を採ることが望ましいものと考えています。</p>
<p>合法性の確認に至らなかった木材についても、合法性が確認された木材と区別すれば従来どおり取扱は可能としているが、小売事業者及び消費者に対し、登録事業者は合法性確認に至らなかった木材も取り扱っていることが分かるよう、対策を講じていただきたい。</p>	<p>法の主旨やその仕組みについて、小売事業者及び消費者にも御理解いただけるよう周知してまいります。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱの3について、記録した書類を譲り渡すことによって、確認の実施と合法性の証明の違いを客先が十分に理解せずなんらかのトラブルが生じることも想定されるが、その場合どちらの事業者にどこまで責任が関われるのか。専門の仲裁機関の設置を検討していただきたい。同時に本法律の運用趣旨について市場に十分な理解が浸透するよう国による広報活動を十分行っていただきたい。</p>	<p>法の主旨やその仕組みについて、小売事業者及び消費者に周知してまいります。</p>
<p>合法性の確認できた木材と、そうでない木材を明確に区別する管理を義務付け、それぞれの量を把握して報告する制度を導入し、合法性の確認できた木材の割合を段階的に向上させる目標を設定すべきかと思われます。法律の附則抄3に定める施行後五年を目途とした見直しに際して、合法性が確認された木材の量と割合を公表し、現行の自主的登録制度の有効性を判断する判断材料とし、十分な効果が見られない場合は、全ての木材関連事業者はこの法律の順守を義務付ける法改正を検討すべきと思われます。</p>	<p>合法伐採木材等の分別管理については、判断基準省令案Ⅱの5に定めています。また、合法性の確認ができた木材の取扱量について、登録実施機関を通して登録木材関連事業者から情報を受け、国全体の合法性の確認ができた木材の量や割合について公表していく考えです。目標の設定等に関する御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>流通過程での歩留まり管理によっては、違法伐採に係る木材が混入する可能性があるのではないかと。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの5において、合法性の確認ができた木材等に合法性の確認ができなかった木材等が混入しないよう、分別管理を求めているところです。</p>
<p>施行規則案Ⅱの7の(1)の②について、合法伐採木材等の分別管理とあるが、分別管理の方法を明確化していただきたい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>第一種木材関連事業者が合法性の確認を行った結果、1号の合法性確認のほか2号の追加的措置による確認が一部あった場合、1号で確認を行った木材と2号で確認を行った木材を分別して流通させる必要があるか。その場合具体的にどのように流通させるべきか。</p>	<p>法第6条第1項第1号による合法性確認ができた木材等と同項第2号による追加的措置により合法性確認ができた木材等を分別して流通させる必要はありません。</p>
<p>すべての登録木材関連事業者について、合法性が確認された木材等と、確認に至らなかった木材等とを区別して取り扱い、その旨を書類上及び木材等に表示する仕組みを設けること。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの5において、合法性の確認ができた木材等に合法性の確認ができなかった木材等が混入しないよう、分別管理が求められているところです。また、判断基準省令案Ⅱの3において、木材等を譲り渡すときに提供する書類に、合法性の確認ができた場合にはその旨記載することとしているところです。</p>
<p>第一種、第二種両方の登録となる場合、原料丸太は第一種と第二種が混ざらないように分別管理するのか。また、製品も工場内で分別管理するのか。</p>	<p>第一種木材関連事業において取り扱う木材等と第二種木材関連事業において取り扱う木材等を分別管理する必要はありません。</p>
<p>省令案1.確認に関する事項の(3)と「3.木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項」の(2)の関係が分かり難いので、分かり易くするため例示的、具体的な説明を加えられたい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>判断基準省令Ⅱの3の「次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類・・・に提供することとする。」とあるが、現品への記載、受注伝票への記載が考えられ「確認を行った」「確認ができた」は何らかの統一マークと登録事業者の旨(ハンコ等)を検討しているのか。</p>	<p>「確認を行った」旨及び「確認ができた」旨を受注伝票へ記載することを予定していますが、統一マークの使用は想定していません。</p>
<p>第一種と第二種が同じ部門内にあっても、第一種と第二種に書類等を発行しなければならないのか。</p>	<p>第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の両方を行う木材関連事業者が、事業者内で書類の発行を行うことは想定しておりません。</p>
<p>ハウスメーカー、OEM製品については、契約書や仕様書を取り交わしているが、その中で合法性の一括証明や確認に代えることは可能か。</p>	<p>同様な木材等に係る取引であれば、その契約書、仕様書等と判断基準省令案Ⅱの3に規定する書類を兼ねることを可能とする予定です。具体的な事例については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

<p>判断基準省令 2 3記載の「合法性の確認ができた場合にはその旨」を提供する際の具体的方法がわかりません。表現例等、詳細を示して頂きたく、ご検討をお願い致します。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの3に基づき「合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた旨」が分かる内容を記載していただくことが基本となります。具体的な記載方法については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>判断基準省令Ⅱ3 譲り渡すとき提供する書類について、標準的フォーマットや書類以外の提供方法(電子データ、梱包への記載、契約書への記載など)を例示いただきたい。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの3の譲渡時に必要な措置については、「次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を提供する」とされており、この書類には、電磁的な方法によるものやカタログ等の情報を引用する方法についても含まれるものとする予定です。具体的な記載方法については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>「省令案について」の3の(3)に「合法伐採木材等の流通および利用の促進に資する制度に基づく登録、認証または認定を受けている者」である旨を記載、または記録した書類を提供するとあるが、具体的にどの制度/認証/認定が対象となるのか明確にしてほしい。</p>	<p>ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者等を想定しております。詳細については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>登録木材関連事業者である場合とない場合で運用上の差があるのかを明確にしてほしい。登録木材関連事業者でない企業の場合でも、必要な確認を行えば企業の規模などによらず独自に合法証明は発行できるのかを明確にしてほしい。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの3に規定する書類は登録の有無によらず、提供することができます。</p>
<p>継続的な取引については、判断基準省令案Ⅱの1の確認並びに2及び3の措置を取引ごとではなく、定期的に行うこととしてよいか。</p>	<p>御質問の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>最終製品においては、個別の製品毎の情報提供の方法には、納品都度ではない情報提供の方法を考えて欲しい。</p>	<p>最終製品について、個別の製品ごとの情報提供の方法については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>連結子会社などグループ会社間での合法性の確認及び書類の受渡しは、取引ごとではなく、一定期間分まとめて行うことを認めていただきたい。また、その旨ガイドラインに明記していただきたい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱ1, 2, 3 事業者(支給元)が、他の業者(支給先)に有償支給した木材を買い戻す際は、支給先による支給元に対する合法性確認、支給元による支給先の加工後製品に対する合法性確認を省略しても、最終的に支給元に材料が戻る為、確認の重複を合理化しても、合法性の担保には影響しない。上記が可能であれば、資材購買、協力工場からの購買、建築業者と建材流通といった様々な取引に適用できることを例示していただきたい。</p>	<p>買い戻す木材等は既に合法性の確認がされているので、再度合法性の確認を行う必要はありません。</p>
<p>省令案3, 4において、購入→加工→販売の流れの中で、加工のみ別会社(子会社を含む)に委託する場合(①別会社に仕掛品等販売→別会社が加工→別会社から仕入、②別会社に賃加工を委託、のいずれの場合も)、継続的取引であれば、委託元と委託先で3の書類の提供、4の記録の保存に関する緩和措置を設けてほしい。</p>	<p>御意見の取引以外に委託を行う形態は様々想定されるため、委託を行う際の取り扱いの具体的な内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>第二種木材関連事業者による合法性の確認における「その他これに類する書類」に、カタログ、ホームページ等も該当すると考えてよいか。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(3)の「その他これに類する書類」には、カタログや電磁的記録が含まれます。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱ3 木材等を譲り渡す場合の書類の提供方法として、カタログ、Webサイトでの情報の明示による方法を取ることができるようにしていただきたい。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの3の「書類」には、カタログや電磁的記録が含まれます。</p>
<p>当社は、原木を海外より輸入している第一種木材関連事業者を行う者である。判断基準省令案Ⅱの1の(3)の「3の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認すること」の具体性のない文略の拡大解釈によるものなのか、すでに複数の第二種木材関連事業者を行う者よりインボイス又は原産地証明書等の必要以上の書類提出を求められ大変困惑している。そういった輸入書類の開示は、当社独自の仕入れソースの開示を求められていることと同様であり、当社にとっては損害にもなりかねない事態である。あくまでも、第一種木材関連事業者を行う者の責任の下に独自に作成された合法性を証明する書類で事足りるようにしていただきたい。また、その信憑性については、第三者のチェック機関で監査することが望ましいと考える。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(3)に規定された「3の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認すること」との記載は、「3の規定により提供を受けた書類」と「その他これに類する書類」の両方ではなく、いずれか一方の内容を確認することを表しています。 第二種木材関連事業者を行う者は、省令案Ⅱの3の規定により提供を受けた書類を確認することとなり、川上の業者は当該書類を提供すれば十分であり、川下の業者に仕入れ先等の情報を提供する必要はありません。</p>
<p>判断基準省令Ⅱの4の(1)および(2)の「第一種木材関連事業のうち、規則案Ⅱの1の…に掲げる書類」の書類とは事業内容の申請書もしくは登録書のほかか。</p>	<p>御質問の書類は、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者から提供を受けた伐採届や、原産国政府が発行する伐採に係る合法証明書等を指します。</p>
<p>「記録を5年間保存すること。」の記録は、本省令案のⅡ概要1確認に関する事項(1)に示された書類であるのか。</p>	<p>御質問の記録は、手順に沿って合法性の確認を行ったことを示すチェックリスト等を想定しています。当該記録の詳細については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱの4(3)について、「第2種木材関連事業1の(3)の規定による確認に関する記録」とあるが確認の記録のあり方、様式等の指定はあるか？</p>	<p>御質問の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

<p>省令案「Ⅱ 概要 4.記録の管理に関する事項」にある「確認に関する記録」について、書式や記載必須事項などはCW法ガイドラインの中で例示してほしい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>書類の保管について、合法証明書を出す根拠となる書類も別途全て保管する必要があるか。そうであれば、省令案のⅡの1の(1)の①のイ～ニの項目全てが“V-LEGAL”、“K2”書類等に全て網羅してもらうよう、行政機関から該当国に働きかけてもらえないか。(1枚の書類にまとめた方が手間が省け運用しやすくなる。)</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの1の(1)の②及び(2)の②に掲げる書類の根拠書類は、判断基準省令案Ⅱの4の規定に定める方法により管理する必要はありません。</p>
<p>判断基準省令Ⅱ4(2)(3) 5年間保存する確認に関する記録は電子媒体も可能とすることを明記頂きたい。売買上の他の書類や帳票で、紐付けしながら確認できる場合(ex.継続取引に関する契約に合法性確認に関する条項が含まれていれば「契約書+受発注や納品の帳票」)はそれらの書類の保存を記録の管理とできることを解説等に説明いただきたい。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの4に規定する書類が事後的に確認できる状態であれば、保管の方法については問いません。 なお、御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>登録は任意とされているため合法伐採木材等の利用促進の観点から、登録数を増やす必要があると考える。いかに登録木材関連事業者を増やすのか。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところです。 また、法第4条第2項の情報の収集及び提供や、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表を行うことにより、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な環境整備を行ってまいります。</p>
<p>登録に掛かる費用の減免や川上側の登録木材関連事業者に対する木材価格の助成など、川上側の登録が進むような運用についてもご検討願いたい。</p>	<p>追加的負担が可能な限り抑制されるよう、基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法及び都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとするなどしているところです。 また、法第4条第2項の情報の収集及び提供や、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表を行うことにより、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な環境整備を行ってまいります。</p>
<p>登録実施機関としてどのような団体を想定しているのか、早急に示していただきたい。</p>	<p>法第18条に掲げる要件の全てに適合している者を想定しています。</p>
<p>規則案17.登録実施事務規程において、(11)その他登録実施事務に関し必要な事項とあるが、その他として想定している項目について示されたい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>登録事業者の取扱木材について、登録機関が審査を行うにしても、審査の頻度・方法を明確にガイドラインで示して頂きたい。</p>	<p>具体的な審査の頻度・方法については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>「登録」申請及びその維持管理について、具体的な登録実施基準の公表がいつになるかを示して頂きたく、ご検討をお願い致します。</p>	<p>具体的な登録実施基準については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>登録実施機関の収入は、何に使われたのか透明となるようにすることが必要である。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>登録費用はいくらか。 登録は任意とされてはいるが、登録数を増やす必要があるため、事業者の登録費用等の負担が最小限になるような配慮をお願いしたい。</p>	<p>具体的な登録費用については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案Ⅱの8について、木材関連事業者は登録実施機関別でしか公示されないのか。</p>	<p>御質問の公示は、法第10条第2項の規定のとおり、登録実施機関が行うこととされています。</p>
<p>施行規則案Ⅱの11について、登録の抹消に係る公示事項には登録実施機関が登録を抹消した旨を公示することになっているが、国からは公示を行わないのか。</p>	<p>御質問の公示は、法第15条の規定のとおり、登録実施機関が行うこととされています。</p>
<p>合法木材取扱に真摯に取り組む業界や業者にデメリットが生じないか懸念している。手間と費用をかけて登録事業者となっても、不適合があれば公表されるくらいなら最初から登録しない方が良いということになってしまう。</p>	<p>法に基づき適切な措置を講じている木材関連事業者は、登録の取消しを受けることはありません。なお、法第13条第1項の規定に基づき、登録木材関連事業者は、登録木材関連事業者という名称を用いることができます。また、法第4条第2項において、登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表を行うこととしているところです。</p>
<p>施行規則案Ⅱの15について、取扱量の実績報告の内容について明確にしていきたい。また、なるべく簡便のものとしていただきたい。</p>	<p>具体的な報告方法については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案Ⅱの15について、申請者は、少なくとも年1回、措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うとあるが報告の時期、複数回報告を行う場合のタイミングが不明確である。</p>	<p>具体的な報告方法については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>

<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。 施行規則15(2)①中の報告すべき「措置の実施状況」について、その具体的内容。</p>	<p>具体的な報告方法については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>基本方針案Ⅱの5の(1)「国は、合法伐採木材等の流通および利用の促進に当たっては、木材関連事業者や合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体、消費者等の幅広い関係者を集め、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発、合法伐採木材等の需要状況の把握、違法伐採の問題に関する意見交換等に取り組む」とあるが、国と事業者または団体を集めた意見交換会の頻度はどの程度か。</p>	<p>国及び都道府県単位で、事業者や団体、消費者等の関係者を集めた意見交換会等を少なくとも年1回は開催する予定です。</p>
<p>本法施行後に混乱が生じることのないよう早急に具体的な実務にかかる内容の説明をし、森林組合系統の現場の声をくみ取る取組を進めるべきである。</p>	<p>今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>森林組合系統に分かりやすく説明できるようなパンフレット等の配布資料の作成をお願いしたい。</p>	<p>パンフレット等の配付資料は、今後、作成する予定です。</p>
<p>本法の運用等に関する問合せ相談窓口を設置されたい。</p>	<p>問合せ窓口は、今後、設置する予定です。</p>
<p>国民及び木材関連事業者が本法に関するあらゆる最新情報を容易に入手できるよう、インターネットサイトを開設されたい。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(4)の②のとおり、合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、ホームページにおいて、お示しする予定です。</p>
<p>木材関連事業者が、本法の対象となる「木材等」にあたるか否かについて問い合わせる窓口を一元的に設けるべきである。 また、問合せ結果とその根拠について、インターネットサイトで公示する仕組みを少なくとも本法施行と同時に設けるべきである。</p>	<p>問合せ窓口は、今後、設置する予定です。また、法の運用に必要な情報については、随時、ホームページにおいて、お示しする予定です。</p>
<p>本法の円滑な施行を図るため、運用に関するガイドラインを本法施行までに作成されたい。</p>	<p>今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>法令の解説等が公表されてようやく、木材関連事業者は合法性確認や譲り渡すときの措置を行えるようになるが、解説等の公表や行政による説明会の実施について、スケジュールを開示いただきたい。</p>	<p>今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。また、説明会のスケジュールについては、随時、関係者にお示ししております。</p>
<p>県及び市町村、森林組合、市場等が緊密に連携することが重要であり、国は、その流れを構築してマニュアル化し、また、十分な指導をすべきである。</p>	<p>県及び市町村、森林組合、市場等の連携については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱ 3、4 施行日に既に川下事業者で在庫されている木材等・仕掛部材に対する本法に基づく確認等の措置について、ルールを提示いただきたい。また、合法性確認の情報提供および記録の管理を電磁的的手法で構築する場合、情報システムの変更にある一定の時間を要するため、5/20の法施行後しばらくは確認が行えなくてもコンプライアンス違反にならないよう、解説等に脱明いただきたい。</p>	<p>合法性の確認の対象となる木材等は、法の施行後に伐採された樹木を原材料とする木材等に限られます。よって、施行日に存在する在庫については法に定める木材関連事業者が取り組むべき措置を行う必要はありません。なお、法の施行日以後に製造等された木材等であっても、その原材料となる樹木が施行日前に伐採されたものであれば、合法性の確認の対象外になります。</p>
<p>基本方針Ⅱ1「木材産業」は不明確なので、定義して頂きたい。(本法の目的に関わるものであり、正確な理解のため。)</p>	<p>木材産業とは、木材製造業、木材卸売業等の木材関連産業のことを指します。</p>
<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針案への意見 (意見内容) 1 前文に以下を付け加える。 「(ガイドラインを)作成し、(以下挿入)木材供給事業者の業界団体認定などによる(以上挿入)持続可能性が配慮され、及び合法性が証明された木材・木材製品(以下挿入)の需要者への伝達、当該製品の政府調達の対象とするなどの利用促進に取り組んできた。(以上挿入) 今後、政府調達の対象物品を取り扱う事業者(以下挿入)をはじめ、さらに幅広く(以上挿入)木材関連事業者が・・・」</p>	<p>法に基づく合法性の確認とガイドラインに基づく取組との関係については、基本方針案Ⅱの3の(3)に記載していることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針案への意見 (意見内容) 2 基本的方向に以下を加筆する。 木材関連事業者は、・・・その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるよう努める。(以下挿入)木材事業業界団体はガイドラインに基づく事業者認定の信頼性を高めるためにさらに努力をする。(以上挿入) 国は、合法性の確認に必要な情報提供等の体制整備を進め、(以下挿入)ガイドラインの信頼性を高めるためガイドラインの改定も含めて検討を進めるとともに(以上挿入)、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる多数の木材関連事業者について・・・ 3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項に以下を加筆する。 (3)・・・また、合法性の確認が木材関連事業者の過大な負担とならないよう、(以下挿入)既存の業界団体認定の取組を含め(以上挿入)、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保し、・・・並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用(以下削除)できることと(以上削除)する。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(3)において、ガイドラインに基づく証明方法も合法性の確認に活用できることとしていることから、原案どおりとさせていただきます。</p>

<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針案への意見 (意見内容) 3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項に以下を加筆する。 (3)の次に(4)を挿入し、「合法伐採木材を利用促進する観点から第二種木材関連事業者は特に重要な役割を果たすことから、登録を進めるため、国は、登録事業者の情報を最終需要者にわかりやすく発信するなどの措置をとる。」などの内容を記載する。 (4)に以下を加筆する ・・・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることとする。また、(以下挿入)合法伐採木材の利用促進(以上挿入)、国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮すると、</p>	<p>前段については、既に、基本方針案Ⅱの3の(4)の①に第二種木材関連事業を行う者の登録を促す旨を規定していることから、原案どおりとさせていただきます。 後段については、合法伐採の利用促進は、基本方針案Ⅱの3の(4)に規定している「合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施を促進」の中に含まれていますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>基本方針案Ⅱの5の(1)「木材生産国における森林に関連する法令の執行能力の向上に貢献」とあるが、具体的方策には何が考えられるか。</p>	<p>御質問の内容については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>基本方針案Ⅱの5の(1)現状、国内の関係団体と海外の関係団体の情報交換はどの程度されているのか。また、どの現状をどう変えていくのか。</p>	<p>情報交換の状況は、団体により様々です。国としては、情報交換を推進することとしています。</p>
<p>基本方針案Ⅱの3(4)①について、国の行う措置の記載に関し、第2段落目の「特に、我が国の…確実に講ずることが重要である。このため国及び関連団体において」として、「第1種木材関連事業者の登録を受けられる場合は、全ての事業場及び全ての木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる」の記載との関連が解り難い。</p>	<p>第一種木材関連事業を行う者が合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に行うことが重要であり、そのために登録を促すことについて記載しているところです。</p>
<p>基本方針案Ⅱの4について、知識の普及のために梱包・伝票などに統一マークなどで表記していくのか？</p>	<p>御質問の内容については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>森林伐採の禁止を検討するべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>公共工事で発生した木材等を廃棄物として処理するのではなく、市場に流通させることを検討するべきである。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>日本は、東南アジア地域から多くの木材を輸入し、現地住民等の違法伐採を間接的に助長させてきた歴史がある。この法律で違法伐採が無くなり、熱帯雨林の再生と保全が進み、地球温暖化ストップに少しでも近づいてくれることを願う。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>明治維新後の林政のびん乱による山林の濫伐が起こした失敗を繰り返してはならない。法の運用面において県は県森連に登録実施機関の権限を与え、更に登録後の監視や指導について調整を図り、計画的伐採や流通が行なえる様な制度にしておくことが必要と考える。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>2006年よりグリーン購入法改正により、合法木材事業者認定が行われるようになり現在に至っている中で、森林組合系統における木材の取り扱いについては、森林組合系統組織での取組を実施しており、これまで1本でも違法伐採による出材はないものと思われる。しかしながら販売ルートの中で最終的なところまでそれが(合法木材であること)反映されていないように思われる為、これからは誰がそれを証明するのか明確にすることが問われると思われる。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>合法木材ということは業界だけの取決めだという認識しかないように思われる。一般の方(森林所有者)にまでは浸透していないように感じられる節があり、森林組合系統はこのことについて一般の方へ(森林所有者、自伐林家)の啓蒙、普及に努める必要がある。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>国内外における乱伐と違法伐採対策のため、合法木材証明書の発行を義務付ける。</p>	<p>法の趣旨は乱伐と違法伐採に係る木材の規制ではなく、合法伐採木材等の流通及び利用の促進であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>本法の施行に当たっては、着実に合法伐採木材の流通及び利用が進展することとなるよう、広く国民・消費者に対する普及啓発を図りつつ、関連事業者登録制度については、我が国における木材の流通及び利用の実情を踏まえ、可能な範囲から徐々に取り組める仕組みとすることにより、より多くの事業者の自発的な参加が図られるようにすべきである。</p>	<p>合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義について、広く国民への普及啓発を図ることとしています。また、法の対象とする物品については、サプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況等を勘案した上で規定しております。さらに、第二種木材関連事業を行う者が登録を受けられる場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることを認めることとしております。</p>
<p>不遵守についての通報と苦情処理システムについて 登録実施機関、登録木材関連事業者、木材関連事業者の不遵守の通報の受け入れ体制、その対応を規定する苦情処理メカニズムの整備も基本方針での記載を提案する。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>登録事業者が扱う木材が合法木材のみであることを確実にするため、効果的なデューデリジェンスの要件を確立することが必要です。</p>	<p>法第4条において、国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、「我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令」に関する情報の収集及び提供を行うこととされており、法第6条第1項第1号及び第2号の確認等は、これら国が提供する情報を踏まえて行うこととする旨省令案等で規定しているところです。</p>

<p>登録事業者が扱う木材が合法木材のみであることを確実にするため、木材製品を扱う企業、とくに高リスクの供給源からの木材を扱う企業が幅広く参加(登録)することが必要です。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(4)に規定しているように、国として、木材関連事業者の登録を促していくこととしています。</p>
<p>森林資源の適正な利用は、環境保全、地球温暖化対策、林業の活性化等々の観点から極めて重要であり、本法律の適切かつ効果的な運用によって木材・木質材料の更なる普及や木造建築の建設振興に繋がることが期待されます。 その為にも、本法律の施行にあたっては、少しでも解り易く、かつ、関係の手続きや証明書の確認方法、記録等について極力簡便で合理的な運用とすること、また、対象となる木材等についても、当初は特定の製品等に限定した運用で開始し、木材関連業者の参画のし易さを確保しつつ、一定期間の経過をもって段階的に拡充を図るとした今回の整理は的確なものと考えます。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>施行規則案について ローマ数字式2冒頭で法2条1項と同2項の主務省令で定める物品がまとめられているが、木材等と合法伐採木材等は省令でどのように規定されるのか。</p>	<p>木材等と合法伐採木材等については、法第2条で規定されているとおりです。施行規則案では、「木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品」について規定しているところです。</p>
<p>施行規則案について 式4の体制の整備に関する事項は法6条関係(判断基準)に関連すると理解しているの、判断の基準となるべき事項を定める省令を別途制定するのであればそちらの方にまとめた方が良くないか。</p>	<p>施行規則案Ⅱの4では判断の基準となるべき事項として定める事項を規定しており、判断基準省令案では判断の基準となるべき事項を規定しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>施行規則案について 式5と6の登録の申請に関し、申請様式はこの省令で定められるのか。</p>	<p>今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等を定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案について 式7(2)まる3で非該当証明が必須となっているが、法令違反や登録取り消し情報は容易にチェックできるのか。</p>	<p>施行規則案Ⅱの7の(2)の③に規定されている「該当しないことを証する書類」は、申請者自らが当該事項について記載した書類とする予定です。また、具体的な確認方法については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案について 式9で登録事項の変更内容が重大な変更を含むとき(木材等の完全な変更、事業所の移転など)には登記事項の変更手続きのみでよい。その内容のチェックや所要の臨時審査や確認を登録実施機関は求めるのか。</p>	<p>具体的な方法については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案について 式13(1)において、法18条2項関係の登録事項等の変更届があるが、法21条の事務所の変更届との関係、また具体的な書類、手続きを知りたい。併せて、式14の登録の更新(法19条関係)のための書類、手続き等を知りたい。</p>	<p>具体的な方法については、登録実施機関が定めることとなりますが、その基本的な考え方については、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>施行規則案について 式15の登録実施事務の方法に関する基準においては、書類審査と必要に応じ質問等によることとなっているが、ISOに適合した第三者評価という点からは審査は現地調査も含めて適切に行うことが妥当ではないか。したがって、“必要に応じて行う”は削除し、例えば次のように基準を見直したらどうか。 (案)15(1)・・・ のいずれにも該当しないことについて、“当該申請に係る書類や記録等の審査及び当該申請者、責任者からのヒヤリング並びに事業所における分別管理等の徹底に関する現地調査により確認すること。なお、小規模事業所にあつては、書類等の審査及びヒヤリングで確認することができる。(＊小規模事業者の負担回避、及び事業規模が小さいことによる確認作業が容易であることで簡素化ができるのではないか)</p>	<p>法18条第1項第1号では、ISOの基準に適合する者その他と規定されており、現地調査は必須の事項とはみなされていないことから、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>施行規則案について 式17(8)で公正の確保は公平性の確保(ISO17065での表現)とした方がよいのではないか。</p>	<p>公正と公平性の意味するところは異なるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>施行規則案について 式21の公示事項において、登録の取消し等については公示対象にしなくて良いのか。</p>	<p>登録の取消しの公示については、法第15条において規定されているところです。</p>
<p>施行規則案について 法35条で触れている主務省令は当面ないとみてよいのか。</p>	<p>施行規則案は、法第35条の主務省令についての案でもあります。</p>
<p>判断の基準となるべき事項を定める省令案について 式3(3)後段の、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく、とは何を指すのか。法8条の登録制度が中核ではないのか。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(3)に規定されている、ガイドラインに基づく証明方法や都道府県等による森林や木材等の認証制度を見込んでいます。</p>
<p>判断の基準となるべき事項を定める省令案について 式5の体制の整備も重要な要素であり、その内容としては、事業者の方針や社内体制(責任者に限らず、少なくとも役員あるいは事業部長クラスを含め)の整備も明示した方が望ましくないか。</p>	<p>判断基準省令案Ⅱの5に規定されている体制の整備についての具体的な内容については、今後、必要に応じて、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>基本方針案について 概要の2において、合法性をアピールするよう、次の文章を追加したらどうか。 国は、合法伐採木材等とそれ以外の製品を区別し、また、合法伐採木材法の目的をより効果的に果たすため、事業者がその製品に合法性を言及することを支援する。</p>	<p>基本方針案Ⅱの2において、合法性の確認その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるよう努めることとされていることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>基本方針案について 2ページ(2)で、第一種と第二種とあるが、わかりにくい。</p>	<p>第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の区分については、施行規則案Ⅱの1に規定されているとおりです。</p>

<p>基本方針案について 2ページ(3)の、“なお、合法性の確認、認証制度も合法性の確認に活用できることとする”を削除し、次に置き換える。 “なお、合法性の確認にあたっては、登録実施機関はその審査に必要な範囲において既存のデータや記録等を参照(あるいは活用)することができる。” (理由)新法の制定の経緯や第三者性を踏まえると、これまでのガイドライン等による当事者データ(一者あるいは二者認証データ)を直接審査の根拠とすることは適切でなく、また屋上屋を重ねたものと理解される懸念がある。法制定が必要になったことを踏まえると、既存データの審査資料としての活用については、登録実施機関の責任の範囲かつISO基準への適合性の観点から対応することが妥当ではないか。</p>	<p>「合法性の確認とすることができる」ではなく「合法性の確認に活用できる」としており、御意見の趣旨にも沿っているものと考えています。</p>
<p>基本方針案について (4)の登録実施機関制度が、法律の根幹の一つと考えられるので、上の本文(3)の後段と順序を入れ替えるべきではないか。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(4)では国が実施する措置について記載しているところであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>事業体認定登録業者は合法証明と地域材証明の書式の統一を計って欲しい。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>登録業者には地元での公共建築物等における木製品等の優先的な交渉権をあたえて欲しい。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>DDを実施する事業者の対象範囲について (1)合板型枠を使用する事業者によるDDの実施 我が国に輸入される違法リスクの高い木材製品として、合板型枠が指摘されている。違法伐採木材の流入防止を図るためには、合板型枠を輸入する事業者に加えて、合板型枠工事事業者及びこれらの事業者に対して発注を行う建築・建設工事事業者が共に本法に基づき登録を行い、事業において使用する木材等についてそれぞれDDを実施することが重要である。このため、これらの事業者の登録を促していくことを基本方針またはガイドラインに示すことが重要と考える。</p>	<p>合板型枠は施行規則案Ⅱの2に規定しておらず、木材等の対象とはなりません。なお、合板型枠の原料となる、型枠用合板は木材であり、合法性の確認が行われることとなります。</p>
<p>省令案について 確認に関する事項の(1)について「書類の提出」を求めているが、例えば、イ、ロなどは現在の取引情報には含まれていない場合もあり、新たな書類の作成を強いる結果となり、基本方針で謳っている「過大な負担とならないよう、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保し」という点と齟齬が生じている。 イ 樹種については、複数樹種が混ざっている木材等の場合には税関申告上の分類基準およびその申告書類の記載に順ずることによいか。</p>	<p>御質問の内容については、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>森林認証システムの中にControlled SourcesやControlled Woodという表記が船積み書類に記載されているものがあるが、この書類をもって合法性と判断していいか。</p>	<p>合法証明書類に含まれるものについては、頂いた御意見も踏まえ、今後、法、省令等の内容に関する具体的な取組方法等を示した手引等に定めた上で、関係省庁のホームページ等で公表することとします。</p>
<p>グリーン購入法では国から示される情報が限定的だが、クリーンウッド法では国からのより細かく、迅速な情報提供をお願いしたい。</p>	<p>基本方針案Ⅱの3の(4)の②のとおり、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な情報を幅広く収集し、提供する予定です。</p>
<p>森林法に基づく伐採届が合法木材認定の重要な根拠となるため、受付を行う市町村担当者のチェック体制強化を行う必要がある。十分な指導と、必要であれば予算等の支援を行うべきである。</p>	<p>都道府県等を通じて市町村に対する法についての周知を図っていくこととしています。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱの3について、「確認を行った旨」「合法性の確認ができた場合はその旨」の情報提供の方法について、想定できるいろいろなパターンで事例集を作成いただきたい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>判断基準省令案Ⅱの4について、記録の管理について、想定できるいろいろなパターンで事例集を作成いただきたい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。 合法性の確認に関する「提供を受けた書類の確認」の具体的方法。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>ガイドラインには、以下の内容を明記されたい。 合法性の確認に関する「確認に関する記録」の具体的方法。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
<p>合法伐採木材の利用に向けた法律であるが、木材を利用する木材関連事業者に対し、合法性が確認された木材及び木材製品の利用や流通をあくまでも「努力義務化する」とあり、民間取引における合法伐採木材の利用促進につながるかは不安である。また、合法伐採木材の利用に向けた措置を適切にするため、登録制度が用いられるが、登録した事業者は、「登録木材関連事業者」の名称で記載されるが、登録はあくまでも任意となっている。これでは、違法伐採にむけた取組にならないと思う。法律を作るのであれば、「努力義務化」とか「任意」という言葉はなくし「義務化」とした方が良いと思う。</p>	<p>御意見の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、法第5条において、事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならないこととされており、合法伐採木材等の利用は義務とはされていません。</p>

<p>施行規則案II7(1)、判断基準省令II5にある「合法伐採木材等の分別管理」、「責任者の設置」「その他の必要な体制の整備」とはどのようなものか、具体的な行為や資格、組織図などを例示して頂きたい。</p>	<p>御意見の内容については、今後、手引等を定める際の参考とさせていただきます。</p>
--	--